

愛知県労働保険指導協会だより

平成二十三年
夏
季
号

労働保険
事務組合 愛知県労働保険指導協会

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-17-20-305

TEL 055-249-4334(代)

FAX 055-249-4335

E-mail: info@aichi-kyoukai.com

URL http://www.aichi-kyoukai.com

業務案内

労働保険（雇用保険・労災保険）
に基づく諸業務、給付請求、労働
保険料徴収納付、その他事務指導



平成23年度1期労働保険料の納期です

指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます



法改正 情報 高齢者の継続雇用制度について

平成18年4月1日から、60歳以上の従業員に対して65歳までの
雇用延長をしなくてはならない法律が施行されております。

65歳までの雇用確保の対応はお済みですか？



※直ちに65歳までの雇用確保が義務付けられている訳ではなく、段階的に引き上げられます。

- ・平成22年4月1日～平成25年3月31日 … 雇用確保対象年齢 64歳
- ・平成25年4月1日～ … 雇用確保対象年齢 65歳



対策方法は？

- 対策1…以下3点のうち、いずれかを実施する。
 - ① 定年の定めを廃止する
 - ② 65歳まで定年を引き上げる（H25年3月31日までは64歳）
 - ③ 定年後希望者全員を65歳まで継続雇用する（H25年3月31日までは64歳）
- 対策2…
労使協定によって定められた基準を満たす者だけを65歳まで（H25年3月31日までは64歳）継続雇用する。

改正点！

平成23年4月1日からは、労使協定を結ぶことが必要となり、それに伴い就業規則の一部変更が必要となります。

対策1、対策2 のいずれかの取り組みが必要となります。

対策を講じない場合、平成23年4月1日以降は「高齢者雇用安定法」違反となってしまいます。

今般の高齢者の継続雇用制度のみならず、労働法関係の法律が改正されています。
法改正に適正に対応するためには、就業規則の見直しや労使協定の作成が必要になります。
ご不明な点は、当会までお問合せください。

雇用保険料率・要件について

平成23年度の雇用保険料率は、前年度から変更はありません。

雇用保険料率・加入要件を再度ご確認ください。

【雇用保険料率額表】

	事業主負担	従業員負担
一般の事業	9.5/1000	6/1000
農林水産業 清酒製造業	10.5/1000	7/1000
建設の事業	11.5/1000	7/1000

【加入要件】

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込があること
- ①②共に該当する方は雇用保険に加入しなければなりません。
※ただし、昼間学生・4ヶ月以内の季節的に雇用される方・
65歳以上の新たに雇用される方は対象になりません。



～ ご不明な点は、お気軽に当会までお問合せください ～

